

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧  
対照表

第1条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨  
田区条例第13号））

改 正 案	現 行
<p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p>(1) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（墨田区における任命権者によって任用される場合に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p>(2) <u>当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（墨田区における任命権者によって任用される場合に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の給料表は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p> <p>[新設]</p>

<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第30条 〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 〔略〕</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—<u>第30条の2</u>）</p> <p>第4章・第5章 〔略〕</p> <p>付則 （給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 〔略〕</p> <p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—<u>第30条</u>）</p> <p>第4章・第5章 〔略〕</p> <p>付則 〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）から教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第2条第2項に規定する講師に該当する者を除いたもの 給料、地域</p>

手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当

(2) フルタイム会計年度任用職員であつて、教特法第2条第2項に規定する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬、期末手当及び勤勉手当

2・3 [略]

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 [略]

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災

手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当

(2) フルタイム会計年度任用職員であつて、教特法第2条第2項に規定する講師に該当するもの（以下「フルタイム講師」という。） 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当

(3) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2・3 [略]

[同左]

第14条 [略]

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

[同左]

害補償との関係)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第16条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

〔同左〕

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び第30条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て

て墨田区規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として墨田区規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第28条 [略]

2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは休職規則第2条第3号若しくは第4号（同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条

墨田区規則で定める。

[新設]

[同左]

第28条 [略]

2 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは休職規則第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2

の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条及び第30条の2の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 [略]

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(墨田区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ

第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

[同左]

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

[同左]

第30条 [略]

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬を基礎として墨田区規則で定める額に100分の130を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

[新設]

基準日の属する月の墨田区規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（墨田区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として墨田区規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。